

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」が平成30年4月1日から施行されます。

既に水銀排出施設に該当するものを設置している場合には、平成30年4月30日迄に行政への届出が必要です。

水銀排出施設設置届出書の提出にあたり、排ガス中の水銀濃度、原材料や燃料中の水銀等の含有割合を把握し、その数値を記載しなければなりません。

水銀排出施設排出口から排出されるばい煙および揮発性有機化合物中の水銀濃度測定についてのお問い合わせは、下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士

環境調査課 後藤 彰、広瀬崇史、小西遥介

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

# 1. 対象施設

不明な点や判断が難しい場合には、行政にご相談下さい。

- 原則、ばい煙発生施設(令別表第一)の分類のうち、水俣条約の対象施設に該当するもの。ただし、水銀を扱わないことが現実的に担保される施設は除外。
- 水俣条約を幅広くカバーする観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)又はダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン法)の規制施設で、水俣条約の対象施設に該当するものを追加。
- 規模要件は、ばい煙発生施設の対象規模を適用。ただし、**水銀等を確実に扱う施設は、施設規模に関わらず規制対象(規模要件を設定しない)。**

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設	具体的な要件 (規則別表第三の三)
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼 ボイラー	小型石炭混焼ボイラー	・ 令別表第一の一のボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、バーナー燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの(石炭専焼ボイラーを除く。)
	石炭専焼ボイラー及び 大型石炭混焼ボイラー	・ 令別表第一の一のボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの
非鉄金属(銅、鉛、 亜鉛及び工業金) 製造に用いられる 精錬及び焙焼の 工程	一次 施設	銅又は工業金 ・ 令別表第一の三～五に掲げる施設及び一四に掲げる施設のうち銅又は金の一次精錬用のもの (専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)
		鉛又は亜鉛 ・ 令別表第一の三～五に掲げる施設及び一四に掲げる施設のうち鉛又は亜鉛の一次精錬用のもの (専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設	要件 (規則別表第三の三)
非鉄金属(銅、鉛、 亜鉛及び工業金)製造に用 いられる精錬及 び焙焼の工程	二次 施設	銅、鉛又 は亜鉛 ・ 令別表第一の三～五に掲げる施設及び一四に掲げる施設のうち銅、鉛又は亜鉛の二次精錬用のもの ・ 令別表第一の二四に掲げる溶解炉のうち鉛の二次精錬(鉛合金の製造を含まない。)用のもの ・ <u>ダイオキシン法施行令別表第一の三</u> に掲げる施設(製鋼用電気炉ばいじんから亜鉛を回収する焙焼炉等) (専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)
		工業金 ・ 令別表第一の三～五に掲げる施設のうち金の二次精錬用のもの (専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)
セメントクリン カーの製造設備	セメントの製造の用 に供する焼成炉	・ 令別表第一の九に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの
廃棄物の焼却設 備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却 炉、産業廃棄物焼 却炉、下水汚泥焼 却炉)	・ 令別表第一の一三に掲げる廃棄物焼却炉 ・ <u>一般廃棄物の焼却施設(廃棄物処理法第八条第一項)、産業廃棄物の焼却施設(廃棄物処理法施行令 第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一の二号、第十二号、第十三の二号)</u> であって、火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上もしくは焼却能力が200kg/時以上のもの (専ら排出事業者が設置する廃油焼却施設であって、原油精製工程から排出された廃油以外を取り扱うものを除く。)
	水銀含有汚泥等の 焼却炉等	・ 水銀回収義務付け産業廃棄物 <sup>(注1)</sup> 又は水銀含有再生資源 <sup>(注2)</sup> を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。) (施設規模による裾切りはなし。)

(注1) 廃棄物処理法施行令で規定

(注2) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定

## 2. 行政への届出

下記の場合、行政への届出が必要です。

根拠条文	届出が必要なとき	届出時期	届出書
法第18条の23	水銀排出施設を設置しようとするとき	工事着手の60日前まで (注)	水銀排出施設設置(使用、変更)届出書 【様式第3の5】
法第18条の24	法施行時に、既に水銀排出施設に該当するものを設置しているとき	法施行から30日以内	
法第18条の25	以下の変更をしようとするとき ・水銀排出施設の構造 ・水銀排出施設の使用法 ・水銀等の処理方法	工事着手の60日前まで (注)	
法第18条の31第2項	以下の変更があったとき ・届出者の氏名、名称、住所、法人代表者氏名 ・工場、事業場の名称又は所在地	事由発生から30日以内	氏名等変更届出書
	水銀排出施設を廃止したとき		使用廃止届出書
	水銀排出施設を譲り受け・借り受けたとき		承継届出書

(注)都道府県知事等は、届出受理から60日以内に限り、計画変更・廃止を命ずることができる(法第18条の26)また、届出内容が相当であれば、届出受理～工事着手までの期間を短縮できる。(法第18条の31第1項)

## 3. 届出書の記載例(石炭ボイラーの設置届:別紙2を抜粋)

水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		1号ボイラー			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	0時～24時		時～	時
	季節変動	通年			
原材料(水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類				
	使用割合				
	原材料中の水銀等含有割合				
	1日の使用量				
燃料(水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類	石炭(瀝青炭)			
	燃料中の水銀等含有割合	0.01 mg/kg			
	通常の使用量	500 t/d			
	混焼割合	100%			
排出ガス量(Nm <sup>3</sup> /h)	湿り	最大 340,000	通常 315,000	最大	通常
	乾き	最大 280,000	通常 260,000	最大	通常
排出ガス中の酸素濃度(%)		6.3%			
水銀濃度(μg/Nm <sup>3</sup> )	全水銀	0.34 μg/Nm <sup>3</sup>			
	ガス状水銀	0.3 μg/Nm <sup>3</sup>			
	粒子状水銀	0.04 μg/Nm <sup>3</sup>			
参考事項					

・代表値や平均値を記載すること。  
・幅記載することでも差し支えない。

・乾きガス中の濃度(平均的な濃度)。  
・水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度。  
・設置の届出の時点で実測値が得られない場合は設計値等でも可(ただし、定期測定の結果と大きく異なる場合は変更届を提出)。



#### 4. 測定頻度と測定結果の確認フロー

##### 測定頻度

以下の①～④の頻度で定期測定を行う。

①排出ガス量が <b>4万Nm<sup>3</sup>/時以上</b> の施設	<b>4か月</b> を超えない作業期間ごとに1回以上
②排出ガス量が <b>4万Nm<sup>3</sup>/時未満</b> の施設	<b>6か月</b> を超えない作業期間ごとに1回以上
③専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
④専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

(注)③及び④については、基本的に水銀等が発生しないと考えられるが、制度上、施設の構造上又は現実的に制限されることではないことから、当該施設から水銀等が発生しないことを確認するために、年1回以上の測定を求める

(参考)ばい煙発生施設においては、排出ガス量が1時間当たり4万Nm<sup>3</sup>以上の施設にあつては2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上、排出ガス量が1時間当たり4万Nm<sup>3</sup>未満の施設にあつては6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上の頻度でばい煙濃度を測定することとされている。

<排ガス量4万Nm<sup>3</sup>/時以上の施設の測定イメージ>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ばい煙		○		○		○		○		○		○
水銀		○				○				○		

##### 定期測定の結果が排出基準を超過した場合のフロー図

